■日本語

特定技能で働く場合に、年齢や性別に制限はありますか。	「特定技能１号」、「特定技能２号」のいずれも18歳以上であることが要件とされていますが、性別に制限はありません。
仲介機関を介さずに特定技能になることができますか。	可能です。ただし、特定技能外国人との雇用契約に当たり、その成立のあっせんを行う者が存在する場合にあっては、職業紹介事業の許可を得ている者から求人のあっせんを受けなければならないことに留意してください。また、新たに海外から日本に特定技能外国人として来る場合、国によっては、当該国の仲介機関を介する必要がある場合がありますので、ご注意ください。
仲介機関の連絡先などはどこで分かりますか。	日本国内の職業紹介事業者等の紹介は行っておりませんが、外国人の方の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を行う登録支援機関については、出入国在留管理庁ホームページにて公開しておりますのでご参照ください。 （https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00205.html） また、認定された送出機関のリストを以下のホームページで公開していますので、こちらもご参照ください。 （https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri06_00073.html）
自分の従事している業務が、何の職種に当たるかを、どこで確認ができますか。	各分野の業務内容については、こちらのホームページで確認することができます。当該ホームページは、右上のボタンから各言語を選択することにより、翻訳したものをご覧になれます。各分野のより詳しい業務内容については、各分野所管省庁のHPなどをご確認ください。 （https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00179.html）
どのように特定技能の仕事を探し、応募していけばよいですか。	送出機関に登録して、送出機関から紹介してもらう方法があります。送出機関に働きたい内容などを伝え、職業紹介に係る相談をしてください。認定された送出機関のリストを以下のホームページで公開していますので、こちらから探して相談してみてください。なお、送出機関を介さずに、自分自身で求人を見つけることもできます。その場合には企業などが行っているイベントや求人票などを通じて、ご自身で見つけることとなります。 https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri06_00073.html
試験について教えてください。	特定技能になるためには、該当する技能水準を測る試験と日本語能力水準を測る試験のいずれにも合格する必要があります。試験の概要やスケジュールについては以下のホームページをご覧ください。なお、技能実習２号を良好に修了していると認められる場合には、技能水準及び日本語能力水準に係る試験が免除されます。なお、当該ホームページは、右上のボタンから各言語を選択することにより、翻訳したものをご覧になれます。 （https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri01_00135.html）
JFT-Basic A2やJLPT N4のほかに、Nat-Test 4級の結果など、他の試験の結果を利用することはできますか？	日本語能力水準を測る試験としては、現在のところJFT-Basic及びJLPTのみ利用できます。
特定技能で働く場合に、部署の異動や他の支店への転勤の機会はありますか。	特定技能制度では、同一法人内の部署の異動や他の支店への転勤の制限はありませんので、異動や転勤の希望がある場合は勤務先にご相談ください。
日本で働く場合に気を付けることは何ですか。	入管庁では、日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報を取りまとめ「生活・就労ガイドブック」を作成していますので以下のホームページをご確認ください。（https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html） また、日本での生活全般について気を付ける内容は、以下の生活オリエンテーション動画に日本語も含めて17言語でまとめてありますので、併せてご確認ください。（https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html）
日本人や会社から不当な扱いを受けた場合、どのように対応すればよいかご教示いただけますでしょうか。	特定技能外国人が、日本人や会社から不当な扱いを受けた場合には、登録支援機関又は会社の支援担当者に相談してください。また、地方出入国在留管理局や労働基準監督署に相談することもできます。外国人在留支援センター（FRESC）では、在留手続、労働及び法律問題を含む相談対応を行っていますので、そちらに相談いただくこともできます。
特定技能の在留資格を持つ外国人が日本人と同様に昇進することはできますか。	特定技能制度では、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないこととされています。昇進のルールは、会社によって異なるため会社に確認してください。
年に何回、帰国して家族に会うことができますか？	特定技能制度では、特定技能外国人が帰国することができる回数に制限は設けられていません。一時帰国する場合には、再入国許可（みなし再入国許可を含む）を取得して出国するようにしてください。一時帰国する場合には再入国の期限や在留期限を過ぎないように気を付ける必要があります。なお、会社は、特定技能外国人から一時帰国の申出があった場合は、事業の適正な運営を妨げる場合等業務上やむを得ない事情がある場合を除き、当該休暇について配慮する必要があります。

賃金は働く前に把握できると思いますが、企業の特定技能外国人を受け入れる体制が分かると働く人も安心すると思います。 特定技能外国人が離職しない、させない好事例集などないでしょうか。	入管庁が作成している資料「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」において、特定技能の各分野における特定技能外国人の受入れ事例を掲載しており、（https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf）、特定技能総合支援サイトでも確認することができます（https://www.ssw.go.jp/about/voice/）。 また、特定技能外国人を受け入れている各企業のホームページも合わせてご確認ください。
日本の会社では、どのような福利厚生や手当が一般的に提供されていますか？	福利厚生は働く会社によっても異なり、一概にお答えすることはできないため、特定技能で働く予定の会社等に確認してください。 なお、特定技能制度では、外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないことを要件として定めており、日本人と同様の福利厚生などの提供を受けることが可能です。
日本で働く人の住まいの状況はどうですか。	勤務先によって異なるため、雇用契約を締結する前に勤務先にご相談ください。なお、1号特定技能外国人の住居を受入機関などが用意する場合には、1人あたり7.5㎡以上であることなどの基準があります。住居の確保に係る支援に関する詳細は、「１号特定技能外国人支援に関する運用要領」をご確認ください。 （https://www.moj.go.jp/isa/content/930004553.pdf）